



茨城労働局発表
平成 29 年 10 月 19 日(木)

【照会先】
茨城労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 小林 謙
指導係長 渡邊 朋子
(電話) 029-277-8295 (8294)

株式会社茨城新聞社を 女性活躍推進 “三つ星” 企業に認定

茨城労働局(局長 ^{にしい ひろき}西井 裕樹)は、平成 29 年 10 月 2 日付で、株式会社茨城新聞社(本社：水戸市、代表取締役社長 ^{おたべ たかし}小田部 卓)を、女性活躍推進法に基づく認定(愛称:えるぼし)*において、「第 3 段階」で認定しました。

女性活躍推進法における努力義務企業(常時雇用する労働者が 300 人以下)の認定は、**県内初**となります。



※ 女性活躍推進法に基づく認定(愛称:えるぼし認定)

女性の活躍推進のための行動計画(一般事業主行動計画)を策定し、その旨を労働局長に届出た事業主のうち、一定の基準を満たし、取組の実施状況が優良な事業主は、労働局長への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

●認定通知書交付式

認定通知書交付式を、以下のとおり行います。

日時 平成 29 年 10 月 23 日(月) 14:00~(約 30 分の予定)
会場 株式会社茨城新聞社 応接室
(水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル 3 階)

<交付式次第>

- (1) 茨城労働局長から社長に、「基準適合一般事業主認定通知書」を交付
- (2) 記念撮影
- (3) 懇談(※懇談後に取材社様からの質疑応答の時間をお取りします)

※ 取材をご希望の際は、雇用環境・均等室 相談・指導部門(TEL 029-277-8295)あて、ご連絡をお願いします。

(添付書類)

- 別紙 1 茨城労働局管内の「えるぼし」認定企業一覧(平成 29 年 10 月 2 日現在)
- 別紙 2 女性活躍推進法に基づく認定制度

<参考>

「えるぼし認定」の概要

- ①～⑤の評価項目について、満たした項目数により、取得できる認定段階(第1～3段階)が変わります。

①採用

男女別の採用における競争倍率が同程度か。【直近3か年度】

②継続就業

男女別の平均勤続年数について、女性が著しく低くないか。【所定の式で算出】
又は、10事業年度前後に採用された男女別の継続就労率について、女性が著しく低くないか。【所定の式で算出】

③労働時間等

性別役割分担意識とも密接な関係がある、長時間労働がないか。【所定の式で算出】

④管理職比率

産業ごとに定める管理職に占める女性の割合が、平均値以上か。【所定の式で算出】

⑤多様なキャリアコース

女性の非正社員から正社員への転換、女性のキャリアアップに資する雇用管理区分の転換…などの実績があるか。【直近3か年度】

- 以上について、満たした項目数が、
1～2項目 … 「第1段階」として認定
3～4項目 … 「第2段階」として認定
5項目全て … 「第3段階」として認定 となります。

※株式会社茨城新聞社は、
上記5項目すべてを満たしたことから、
第3段階での認定となります。



「えるぼし認定」のマークについて

- 「L」…lady(女性)、labour(働く・取り組む)、lead(手本)など様々な意味があり、「円」は企業・社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。また、「えるぼし」の愛称は、一般公募により厚生労働省が決定したものです。

(認定の段階に応じて、マークの★の数が変わります。)

「えるぼし認定」を受ける“メリット”は…。

- 認定マークを、自社の商品・名刺・広告・求人票などに付けて、女性が活躍する企業であることをアピールすることができ、企業イメージの向上、優秀な人材の確保・定着などが期待できます。